

第 8 7 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 3 0 年 7 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 平成 3 0 年 7 月 1 8 日 (水) 午前 9 時 4 4 分
- 3 閉会の日時 平成 3 0 年 7 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 1 5 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 9 名 欠席 1 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理者 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	欠
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫

中区協議会副会長 三宅 利彰

東区協議会副会長 岸本 行雄

事務局	担当局長	森本 章男	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	倭 信幸	農地担当課長	佐藤 孝司
	農地担当課長補佐	竹田 了久	農地担当係長	入江 貢
	副主査	橋本 聰実	副主査	清水 洋子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 - (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 - (6) 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について (平成 3 0 年 2 月締分)

引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査

1 ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約49アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約81アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、6番は受人が同一のため、同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在、約65アール耕作しており、非耕作地はありませんが、受人の年齢が高齢で増反という申請であり、また申請地周辺には受人の耕作地はなく、家族の協力についても疑義があるため、引き続きの調査が必要ということで、東区協議会では保留意見となっています。

2 ページ7番、増反と借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約2.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約93アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、10番は受人が同一のため、同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在、約31アール耕作しており、非耕作地はありませ

ん。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進委員 2番から10番の9件について審議した結果、5番6番は事務局の説明通り東区協議会では保留意見となっています。その他の7件については、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、願います。

議長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)の1番から10番の内5番6番を除く8件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は5番6番を除く8件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。

事務局から東区の説明を、願います。

橋本副主査 3ページ1番、平成29年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場の敷地拡張です。申請人は申請地を利用しないと宅地へ進入できず、また駐車場の敷地としても利用しようとするものです。1種農地ですが既存施設の拡張に該当し、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番は、先ほど報告しましたように取下げとなりました。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岸本協議会副会長さん、ご報告願います。

岸本推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、願います。

議長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(2)の1番の1件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)の1件を、許可と決定します。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明を、願います。

清水副主査 4ページ1番、平成30年5月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は、農

地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は特定流通業務施設で所有権を移転します。受人は現在、中区江崎で運送業を営んでおりますが、本社物流センターの保管商品が増え手狭になっており、新たに保管拠点を設け、物流加工を行う一貫輸送体制を確立し、効率化を図るため、県道岡山玉野沿線の申請地を特定流通業務施設に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、約3,600平方メートルの倉庫や事務所、駐車場の計画から妥当な面積と考えます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在、赤磐市で運送業を営んでおりますが、倉益にある営業所が隣接地にあり、従業員の車両及び小型トラックの駐車場が不足しているため、申請地を露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区藤田の賃貸コーポに夫婦で住んでおりますが、家財道具も増え、手狭になったため、妻の勤務先にも近い、申請地を転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、南区福成二丁目の賃貸コーポに家族3人で住んでおりますが、子供の成長に伴い、家財道具も増え、手狭になったため、妻の実家にも近い、申請地を転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を近藤協議会長さん、ご報告願います。

近藤推進委員 1番から4番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としていきます。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議 長 次に東区の説明を、お願いします。

橋本副主査 4 ページ 5 番、平成 3 0 年 5 月 1 4 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は高性能農業機械による営農に適した甲種農地で、転用目的は分家住宅で所有権を移転します。受人は現在、北区田中の宿舎に居住していますが、両親の面倒を看ながら農業に従事するため、実家の隣の父所有の申請地を譲り受けて分家住宅を建築しようとするものです。甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父親の農地で外に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岸本協議会副会長さん、報告願います。

岸本推進委員 5 番の 1 件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（3）の 1 番から 5 番までの 5 件を、許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等（3）の 5 件を、許可と決定します。なお 1 番は 3, 0 0 0 平方メートルを超えているので、7 月 3 0 日開催の岡山県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に申請等（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)を、審議します。事務局から説明を、お願いします。

橋本副主査 申請等（4）（所有権の移転）については、5 ページ 1 番から 3 番の 3 件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（4）の岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に申請等（5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

清水副主査 6 ページ 1 番から 7 ページ 9 番までの 9 件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望は 1 件あり、担当推進委員と協議する予定です。

以上は各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について、9 件を受理と決定します。

次に申請等（6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 別紙第 1 号議案申請等（6）農業振興地域整備計画変更に関する意見についてを、ご覧ください。本年 2 月取りまとめ分の中区案件は 4 8 番から 7 0 番までの 2 3 件、東区分は岡山地域が 7 1 番から 8 9 番までと編入分 1 番の 1 件で合計 2 0 件、瀬戸地域が 1 番から 7 番の 7 件です。5 月協議会で資料をお配りし、調査の結果等を農業委員さん及び推進委員さんよりいただき、事務局において農林水産課と協議を行いました。その結果 8 7 番と瀬戸の 3 番を除く中区分で 2 3 件、東区分で岡山地域が 1 9 件、瀬戸地域が 6 件の 4 8 件の変更申出を認める内容で農林水産課より最終の意見照会がありましたので、その旨各地区協議会で審議した結果、変更計画案は適当であるとの意見となりました。

以上です。

議長 以上の説明について、何かご意見ご質問はありますか。

全 員 ありません。

議長 それでは申請等（6）農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、市の変更計画案は適当であるとの意見とします。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

清水副主査 報告（1）4 条届については、8 ページ 1 番、2 番の 2 件です。転用目的は貸住宅が 1 件、長屋が 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5 条届については、9 ページ 1 番から 1 0 ページ 1 0 番の 1 0 件です。転用目的は貸住宅用地が 1 件、分譲住宅地が 3 件、事務所併用住宅が 1 件、露天駐車場が 3 件、自己専用住宅が 2 件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知については、1 1 ページ 1 番から 1 5 ページ 2 8 番までの 2 8 件です。解約理由は、耕作目的が 1 6 件、転用目的が 1 2 件で、離作料は記

載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１項該当転用届については、１６ページ１番の１件で、内容は露天駐車場です。

報告（５）農地改良届については１７ページ１番、２番の２件で、内容は普通野菜畑と果樹園です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 利用状況調査の実施、及び人・農地プラン会議の開催について説明する。

また平成３０年度委員合同視察研修の実施について、今回は第二農業委員会が対象であること、視察先等の検討を依頼のうえ、９月協議会総会で決定したい旨、日程としては１１月２０日から２２日あたりで２日間を予定していることを伝える。

岸本職務代理者 それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時１５分

。；以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員